



市民が市政に関することで、市議会に要望や意見を述べることを言います。請願・陳情はどちらも同じような性格を持つたものですが、手続きの方法等に違いがあります。みなさんが市政にすることでも要望や意見がある場合には、請願や陳情を活用してください。

**請願**とは、国民に保障された憲法上(第16条)の権利で、国または地方公共団体の機関に対して意見や希望を述べることを言い、その手続き等は請願法に定められています。また、地方議会に対する請願は、地方自治法及び各議会の会議規則に規定されており、提出には**紹介議員を必要とします。**

嘉麻市議会では、提出された請願は、委員会で内容を審査し、本会議で採択・不採択の結論を出します。結論が出たものについては、請願者に通知とともに、採択した請願は市長などに送り、その実現を図ります。

**陳情**とは、請願と同じような性格を持ったもので、様式も請願に準じるものですが、**紹介議員を必要としません。**また、請願ほど明確な法律上の規定がありません。

提出された陳情は、議長が必要と判断した場合、所管委員会に審査を付託し内容を審査しますが、通常は、全議員に配布されます。

## 提出方法

請願・陳情は、文書で行うことになっています。

提出様式は、特に決まっていませんが、下記の書式例を参考に嘉麻市議会議長あてに提出してください。請願書には紹介議員の署名又は押印が必要です。

### 請願書・陳情書の書式例

○○○○○に関する請願(陳情)書

平成○年○月○日

嘉麻市議会議長 ○○○○ 様

紹介議員(請願のみ) ○○○○(署名又は押印)

請願(陳情)者

住 所

氏 名

印

(法人名、代表者名)

電話番号

件名 ○○○○○について

趣旨 ○○○……………。